要提案行為等を行うことを保有の目的とする者を除く。）がその業務に関して顧客との間で締結する契約の記載に当たっては、その契約の種類ごとに、契約の相手方の数、契約の対象となっている株券等の数量の合計のみを記載しても差し支えない。

(a)　当該提出者による株券等の譲渡その他の処分について当該契約の相手方の事前の承諾を要する旨の合意

(b)　当該提出者が一定の株券等保有割合を超えて株券等を保有することを制限する旨の合意

(c)　株券等の発行その他の行為が当該提出者の株券等保有割合の減少を伴うものである場合に、当該提出者がその株券等保有割合に応じて当該株券等を引き受けることができる旨の合意

(d)　契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を当該契約の相手方（当該契約の相手方が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を当該提出者（当該提出者が指定する者を含む。）に売り渡すことを請求することができる旨の合意

(e)　契約が終了した場合に、当該契約の相手方が当該提出者に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨又は当該提出者が当該契約の相手方に対しその保有株券等を買い取ることを請求することができる旨の合意

b　報告書の提出者が、法第27条の23第３項第３号に該当する者である場合には、当該デリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容を記載すること。なお、当該取引の相手方と締結している契約の対象となっている株券等の数を第９条の２第１項に規定する発行済株式総数等で除して得た割合が100分の１未満である場合における当該取引の相手方の記載に当たっては、相手方の属性のみを記載しても差し支えない。

c　報告書の提出者が、発行者が発行する株券等の他の保有者（提出者と令第14条の７第１項各号に掲げる関係にある者を除く。）と共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当該発行者の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合（法第27条の23第５項各号に掲げる要件の全てに該当する場合を除く。）には、当該合意の内容を記載すること。

d　報告書の提出者（発行者の完全親会社（会社法第847条の２第１項に規定する完全親会社をいう。）を除く。）と発行者（当該発行者が子会社の経営管理を行う業務を主たる業務とする会社である場合にあっては、当該発行者又はその連結子会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第２条第４号に規定する連結子会社をいう。）。ｄにおいて同じ。）との間で次に掲げる合意を含む契約（重要性の乏しいものを除く。）を締結している場合には、当該契約の概要（当該契約を締結した年月日及び当該合意の内容を含む。）及び当該合意の目的を具体的に記載すること。

(a)　当該発行者の役員について候補者を指名する権利を当該提出者が有する旨の合意

(b)　当該提出者による議決権の行使に制限を定める旨の合意

(c)　当該発行者の株主総会又は取締役会（当該発行者が投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第２条第12項に規定する投資法人をいい、同条第25項に規定する外国投資法人を含む。）の場合にあっては、投資主総会又は役員会）において決議すべき事項について当該提出者の事前の承諾を要する旨の合意

e　株券等を組合若しくは社団等の業務執行組合員等として保有している場合又は共有している場合等には、その旨記載すること。